

令和6年4月1日からスタート



相続登記の 申請の義務化

相続や遺贈によって、不動産（土地や建物）の所有権を取得したことを知った日から、**3年以内に相続登記**の申請をしなければなりません。

ポイント1

正当な理由なく相続登記の申請を怠ると過料の対象

ポイント2

令和6年4月以前の相続も義務化の対象

ポイント3

相続人申告登記の新設

詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、右の二次元コードをスキャンし、「法務省ホームページ」をご覧ください。



相続登記の申請義務についてのルール



ポイント1

①基本的なルール

相続により不動産を取得した者は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記を申請しなければなりません。

②遺産分割が成立した時の追加的なルール

相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまった場合には、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

①・②ともに、**正当な理由**がないのに相続登記を申請しないと、**10万円以下の過料**の適用対象となります。

ポイント2

③施行日（令和6年4月）前に相続が発生している場合

相続登記の申請義務化の対象となるのは、不動産登記法の改正法が施行された後に開始した相続だけでなく、**改正法が施行される前に既に所有者が死亡し、相続が発生している不動産も対象**となります。

なくそう

「相続人申告登記」の新設



ポイント3

遺産分割の話し合いがまとまるまでは、ひとまず、①登記簿上の所有者に相続が開始したこと、②自らがその相続人であることを申し出ることによって、**相続登記の申請義務を履行することができます。**

ご自身で相続登記申請手続を行う場合



法務局ホームページから登記の申請書の書式をダウンロードできます。「不動産登記申請手続」から「不動産の所有者が亡くなった」をお選びください。



「不動産登記申請手続」

熊本地方法務局では、予約制による登記申請の手続案内を行っています。事前に電話又は窓口でご予約をお願いします。

熊本地方法務局不動産登記部門	☎096-364-2145※
熊本地方法務局宇土支局	☎0964-22-0320
熊本地方法務局玉名支局	☎0968-72-2347※
熊本地方法務局山鹿支局	☎0968-44-2411
熊本地方法務局阿蘇大津支局	☎096-293-2272※
熊本地方法務局八代支局	☎0965-32-2654※
熊本地方法務局人吉支局	☎0966-22-3393
熊本地方法務局天草支局	☎0969-22-2467

※の電話番号については、音声ガイダンスに従い、「2」を選択



熊本地方法務局
ホームページ
(登記手続案内詳細)

司法書士へ依頼する場合



登記申請手続は、司法書士が代理人となることが出来ます。ご依頼をお考えの方は、熊本県司法書士会相続センター又は最寄りの司法書士にお問合せください。



熊本県司法書士会相続センター ☎096-372-2525

熊本県司法書士会
ホームページ